

報 告 第 6 号

令和7年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について  
令和7年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法  
(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条  
第3項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

富士見市長 星 野 光 弘

# 令和7年度 富士見市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	公 共 下 水 道 建 設 事 業	879,437,000	608,560,260	191,152,000	178,200,000
		特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 建 設 事 業	109,466,000	23,544,400	85,000,000	80,700,000

# 事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫補助金	受益者負担金等	損 益 勘 定 留 保 資 金			
0	12,791,000	161,000	79,724,740	0	<p>(1) 水谷東ポンプ場更新工事監理業務委託 債務負担行為による2か年継続事業の初年度 未執行事業費を繰越</p> <p>(2) 管渠修繕工事(その1) 管渠内の補修に使用する機材等の需要増加に 伴い、作業日程の調整に時間を要したことによ る工期延長 (5月29日までの71日間の延長)</p> <p>(3) 管渠修繕工事(その2) 管渠内の補修に使用する機材等の需要増加に 伴い、作業日程の調整に時間を要したことによ る工期延長 (5月29日までの71日間の延長)</p> <p>(4) 管渠更生工事 管渠の更生に使用する機材等の需要増加に伴 い、作業日程の調整に時間を要したことによる 工期延長 (5月15日までの52日間の延長)</p> <p>(5) 水谷東ポンプ場更新工事(土木・機械 設備工事) 債務負担行為による2か年継続事業の初年度 未執行事業費を繰越</p> <p>(6) 水谷東ポンプ場更新工事(機械・電気 設備工事) 債務負担行為による2か年継続事業の初年度 未執行事業費を繰越</p>
0	4,250,000	50,000	921,600	0	<p>(7) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 当初設計の見込と異なる地層が確認されたこ とから、工法変更が生じたことによる工期延長 (5月29日までの70日間の延長)</p>